

生駒市教育委員会規則第5号

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

生駒市教育委員会委員長 中井 公人

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部を改正する規則

生駒市教育委員会事務局事務決裁規則（昭和56年7月生駒市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第7条第15号中「50万円未満」を「50万円以上100万円未満」に改め、同条第17号中「第8条第19号」を「第8条第20号」に改める。

第7条の3第12号中「次条第19号」を「次条第20号」に改め、同号を同条第13号とし、同条第11号を同条第12号とし、同条第10号の次に次の1号を加える。

(11) 所管に係る使用料、手数料その他の諸収入の減免に関する事（当該減免の額が1件50万円以上75万円未満のもので、かつ、減免の基準が明確なものに限る。）。

第8条中第20号を第21号とし、第19号を第20号とし、第18号の次に次の1号を加える。

(19) 所管に係る使用料、手数料その他の諸収入の減免に関する事（当該減免の額が1件50万円未満のもので、かつ、減免の基準が明確なものに限る。）。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。